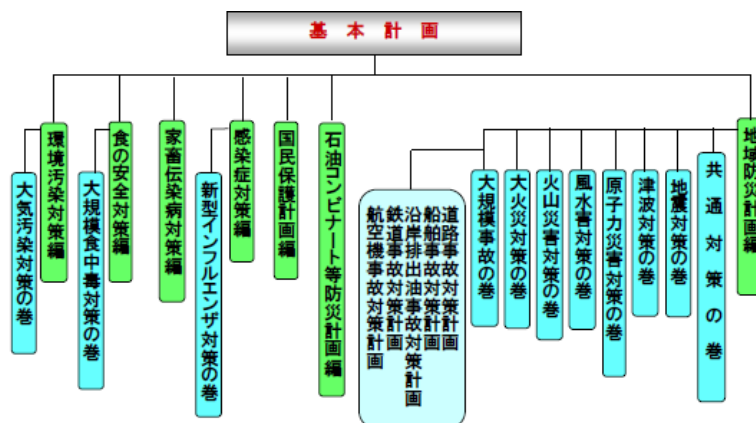


## 地域防災計画 事例調査結果概要（25年12月実施分）

## 1. 静岡県

## (1) 計画体系

- 上位計画として「ふじのくに危機管理計画基本計画」が、下位計画として「静岡県広域受援計画」「静岡県医療救護計画」が存在
- 「ふじのくに危機管理計画」下位計画は、地域防災計画のほか、国民保護計画など7つ存在。



## (2) 「ふじのくに危機管理計画基本計画」について

- 危機事案に共通する基本方針として、意思決定システムの統一化、組織体制（役割分担）の明確化等の危機対応の基本的な方針を位置付けている。（統一化された平時からの「危機管理システム」や応急対策時の「意思決定システム」などが、災害対応を含む危機管理の基本的な理念と考えている。）
- 「ふじのくに危機管理計画基本計画」の作成によって、平時から各局危機担当官（局長クラス）が集まり、危機管理事案の情報共有化が図られ、一元的に危機事案を把握できる体制となった。

## (3) アクションプログラム

- 想定される犠牲者を今後 10 年間で、8 割減少させることを目指すもの（達成時期は平成 34 年度末）。
- アクションプログラムに位置付ける対策は、進捗状況に応じて見直し（新規追加、達成したものは除く等）。同プランを作成したことにより、施策の進捗状況や目標達成状況が数値で見えるようになった。

【アクションプログラムの変遷】

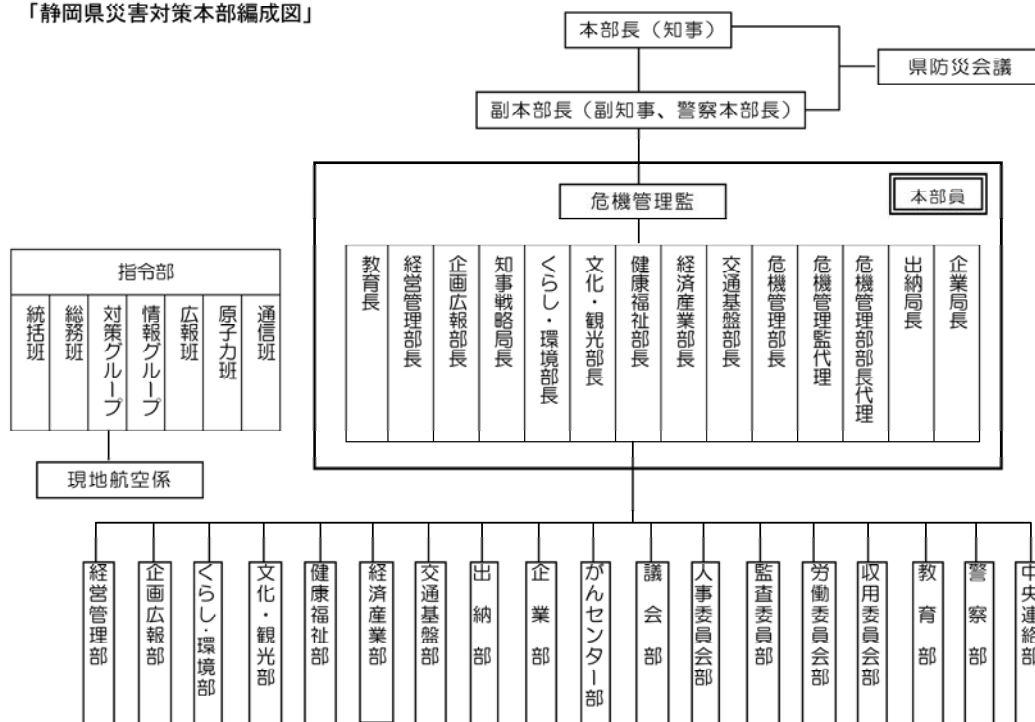
静岡県の地震・津波対策アクションプログラム



(4) 防災対応組織の体制と地域防災計画との関係について

- 平時業務の組織をそのまま災害対策本部の組織に移行できる体制としている。  
 災害対策本部の組織構成は、地域防災計画（共通対策の巻）に記載。

「静岡県災害対策本部編成図」



- 危機管理部は 140 人体制（危機管理業務を専任で行っている出先機関として県内 4 箇所に防災管理局を設置）であり、他県等と比較して多くの防災担当職員を配置。

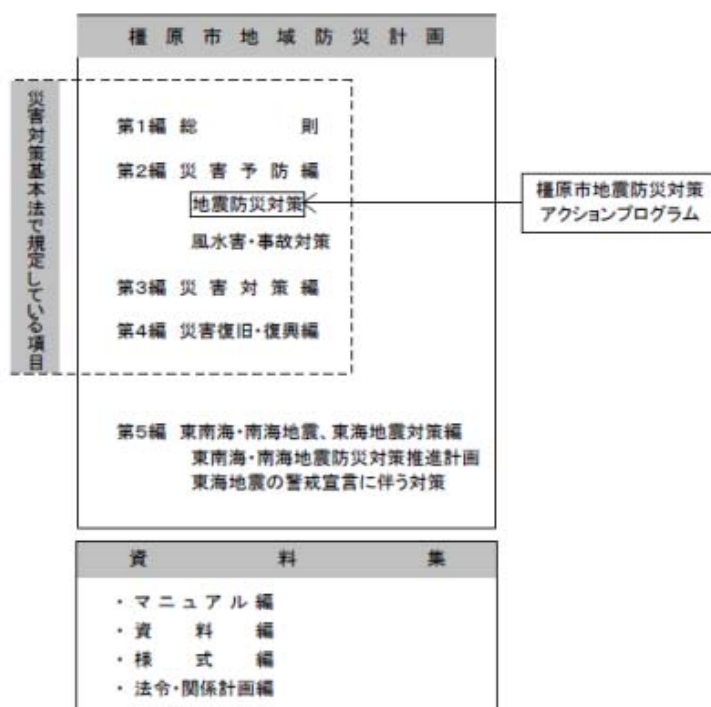
## 2. 奈良県橿原市

### (1) 地域防災計画体系

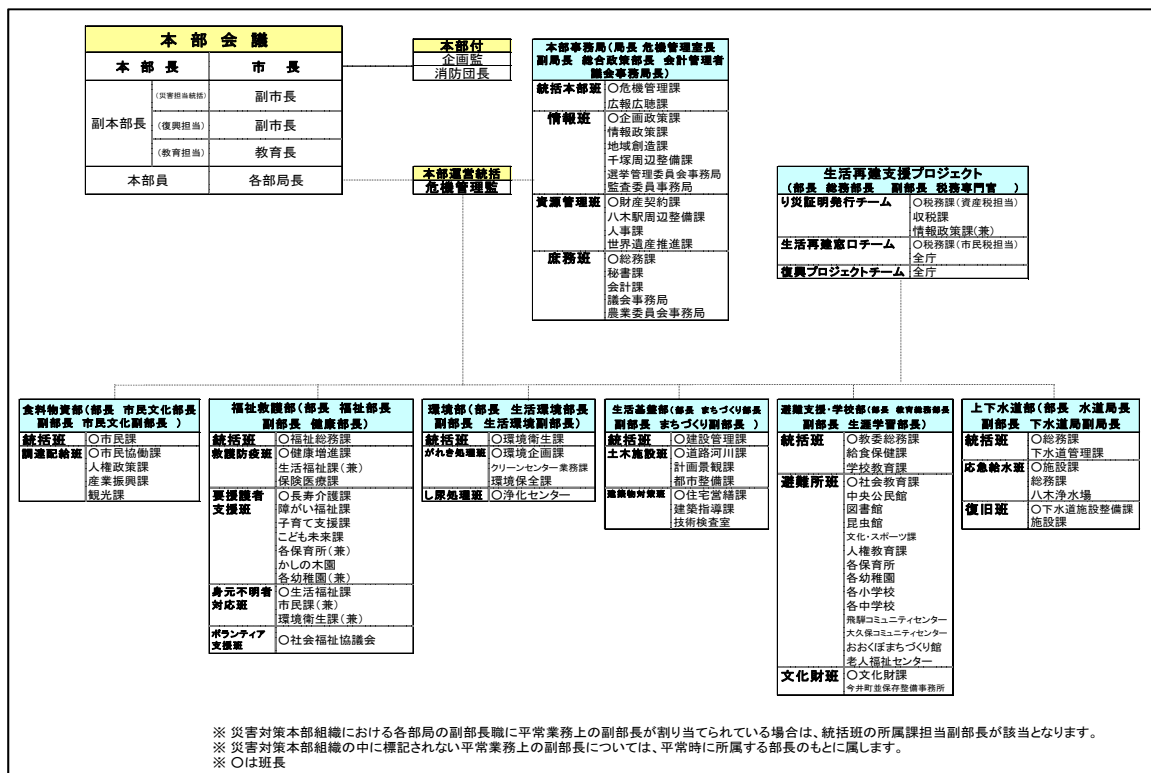
- 橿原市の地域防災計画体系は、
  - ・ 市民、市災害対策の意思決定者向けの対策を記述した「地域防災計画」
  - ・ 災害対応職員向けの「個別活動マニュアル（資料集）」
  - ・ 災害対応職員向けの「各種様式・チェックリスト（資料集）」の3層構造をなしている。

### (2) 地域防災計画について

- 現行の地域防災計画の形に改正したときは、横断的な庁内組織を設置。庁内全課（当時 68 課）から係長相当職の職員各 1 名をワークショップに参加させ、災害時に必要な活動マニュアルの作成から着手。マニュアルの成果を地域防災計画に反映される方法で修正を実施。
- 現行計画の特徴は、計画書は市民を読者対象として意識し、計画本体のコンパクト化を図ったことと、マニュアルに優先業務を記載することでBCPの発想を取り入れていること。マニュアルについては、他市町村からの応援職員が混乱なく業務が行えるよう標準化を徹底した。
- 地域防災計画は、総則編、災害予防、災害対策及び災害復旧・復興、東南海・南海地震、東海地震対策推進で構成。
- 個別活動マニュアルは、職員動員、避難所開設、災害時要援護者支援等の災害応急対策関係で 55 種類、災害廃棄物処理、り災証明発行等災害復旧・復興対策関係で 13 種類存在。
- マニュアルは年 2 回の図上訓練などを踏まえ随時見直して実効性を確保。地域防災計画本体は頻繁な変更は想定していない。

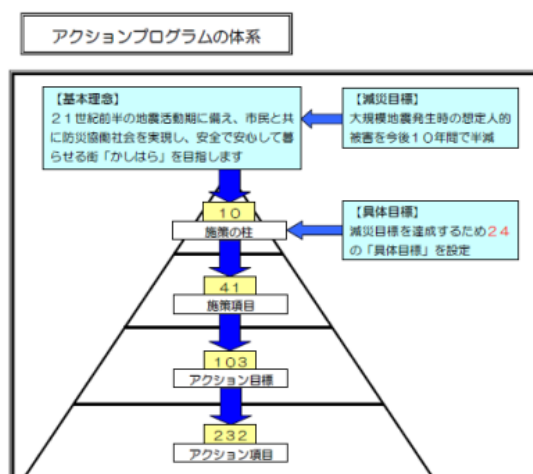


- 災害応急対応については、ICSの考え方をベースに、全ての災害に共通する災害対策本部機能をマニュアルの中で規定。指揮調整（指揮本部）と現場対応業務（事案処理部隊）に分類し、平時の組織の課室単位をベースに班を構成。



### (3) アクションプログラムについて

- 国の地震防災戦略及び奈良県地震防災対策アクションプログラムに準じ 10 年で人的被害を半減とする減災目標を設定。定量的な目標は明確だが、数値のみにとらわれないよう留意が必要。



### (4) 防災対応組織の体制と地域防災計画との関係について

- 危機管理主管課の職員数も計画書作成を受け、危機管理体制を強化すべく、市長直下の内部組織として「危機管理室（部相当）」を設置(平成 22 年度)。平成 25 年度で 10 名(平成 19 年度は 5 名)。

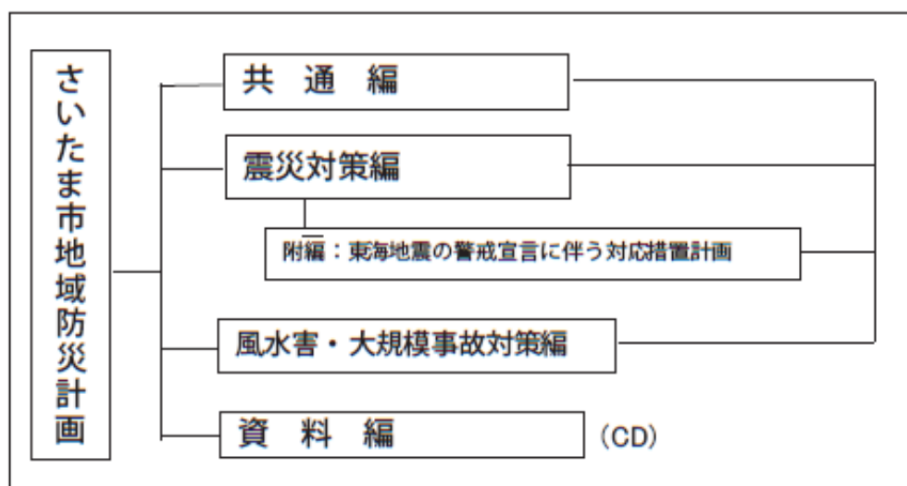
### 3. 埼玉県さいたま市

#### (1) 計画体系

- 上位計画として、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした「さいたま市総合振興計画」、防災面では、市の危機管理の基本的事項を定めた「さいたま市危機管理指針」を、下位計画等では、「災害活動マニュアル」、「事業継続計画」、「さいたま市災害に強いまちづくり計画」を作成。

#### (2) さいたま市地域防災計画について

- 防災対策全般の哲学や理念については、地域防災計画の共通編の総則に「災害対策の方針」として位置付けている。具体的には、行政が全ての事象に対応することに限界があり、市民や事業者に対して自助・共助の努力を求めていくことを述べた上で、地震災害対策、風水害対策、その他の災害対策ごとに、基本的視点を整理している（例：地震対策であれば過去の大規模地震の教訓を活かす、初動・情報収集伝達体制の強化など）。
- 平成24年度の修正で、災害予防計画、復旧・復興部分を一体化し、共通編とした。理由は、項目によっては他の編参照と記載されている箇所もあり、使い勝手が良くなかったため。
- 応急対策は、発災時に、その編だけを見れば対応できるよう、また、被害の性質に分けて記載するべきと考え、各編で内容を分け記載している。



- 平成24年度の修正の際、庁内局長級を構成員とする検討委員会を立ち上げ、部局横断的に検討。市民意見については、自治会役員、自主防災組織等を対象とした説明会を開催し、意見をいただいた。
- 平成24年度に、庁内における役割分担を明確にし、平常時の各部の体制がそのまま災害時の体制となるよう、事務分掌の見直しを行った。

(3) 計画全体の進捗管理

- 市民にとって分かりやすい目標を設定し、地域防災計画をより知っていただくという意図から、減災目標を設定。
- 各対策について、基本目標、施策の柱、施策体系、実施計画という形で体系化して整理することで、市民に分かりやすいように配慮。また、地域防災計画から具体的実施計画の策定、実行にまで円滑にもっていけるように整理。

【共通編「具体的な取組（表1-5-2）」の抜粋】

表1-5-2 具体的な取組

基本目標	施策の柱	施策体系	実施計画
災害に強い市民活動の推進	防災意識の高揚・防災訓練の充実	防災意識の高揚	① 防災知識の普及・啓発 ② 災害に関する意識の高揚 ③ 出火防止対策の推進
		防災教育の推進	① 市民への防災教育 ② 学校における防災教育
		防災訓練の充実	① 総合防災訓練等の実施 ② 事業所、自主防災組織及び市民による訓練の推進 ③ 他都県市防災訓練への参加
	防災組織の育成強化	防災組織の育成強化	① 自主防災組織の育成 ② 企業防災の推進 ③ 防災アドバイザーの育成 ④ 避難場所運営委員会の設置・運営
		災害時要援護者への支援	① 災害時要援護者の避難対策に関する支援
		防災ボランティアとの連携	① ボランティアセンターの整備 ② 防災ボランティアの育成・確保 ③ 防災ボランティアコーディネーターの育成
災害に強い防災体制の整備	防災体制の強化	災害活動体制の整備	① 広域支援体制の充実
		人材育成体制の整備	① 職員等の防災教育
		災害情報収集伝達体制の整備	① 災害情報連絡体制の整備 ② 被害状況の早期収集体制の整備
		消防体制の強化	① 消防力の整備
		医療体制の整備	① 初動医療体制の整備
		非常用物資の備蓄	① 飲料水・食糧・生活必需品の備蓄 ② 支援物資の受入
		緊急輸送体制の整備	① 緊急輸送道路の確保 ② 輸送車両等の確保 ③ ヘリコプターによる輸送
	帰宅困難者の支援体制の充実	① 帰宅困難者の安全確保 ② 帰宅困難者への防災知識の普及・啓発 ③ 帰宅困難者を対象とした訓練の実施	
	復旧・復興体制の強化	復興への備えの整備	① 住宅復興の体制づくり ② 産業復興の体制づくり

- 「災害活動マニュアル」では、担当が分かるようなチェックリストを作成し、各職員の役割分担の明確化と、職員自身で対応状況をチェックできる工夫をしている。

#### 4. 北海道札幌市

##### (1) 計画体系

- 災害対策を含め、市の危機管理対策の責任明確化のため、「札幌市危機管理基本指針」を作成。「危機管理責任者制度」と「危機管理対応力評価」からなる「危機マネジメントシステム」を導入し、庁内各局局長を危機管理責任者とし、責任を明確にするとともに、平常時から所管業務において想定される危機を事前に抽出し、その対応策の評価、見直しを行って、常に適切な対応体制を整えることとしている。

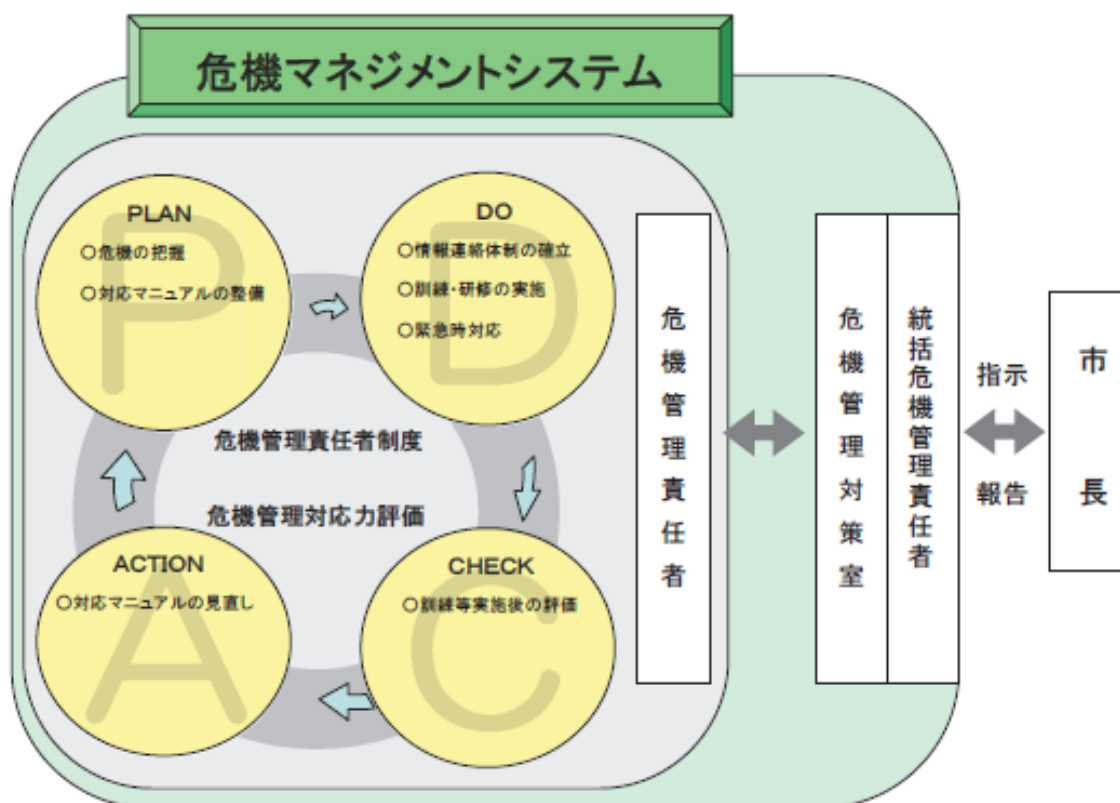
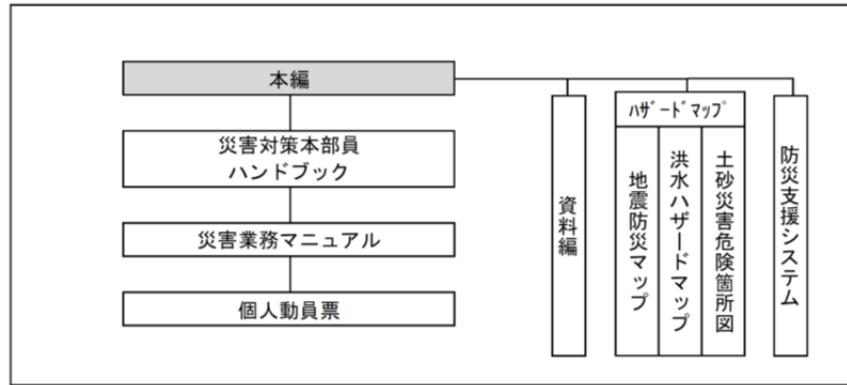


図 2 危機マネジメントシステムの概要

- また、地域防災計画に基づく災害業務の具体的な動員体制・活動方針等は「災害業務マニュアル」で規定。マニュアルの作成自体は、所管部署において責任をもって作成している。

【地域防災計画の構成図】



(2) 札幌市地域防災計画について

- 地震の被害は市域の広範囲にわたるため、全市をあげた防災体制が必要な地震災害に対応する地震災害対策編を災害対策における基本的な性格を有するものとして札幌市地域防災計画の中心に据えている。
- 北国の大都市という地域特性から、雪害編を定めており、主に除雪の計画として、都市部での機能麻痺の解消に重点を置いている。地震災害対策編の特徴は、担当業務の流れを一覧できることとした実効的な計画であること、時間の推移に沿って応急対策業務を整理していること、住民向けに地区別防災マップを掲載していることなど。

◀避難場所の運営の業務の流れの例▶

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容避難場所に市職員を配置する。</li> <li>・避難者数やニーズの把握を行う。</li> <li>・飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。</li> </ul>
24時間 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の環境整備、運営体制を確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助物資の受け入れ体制を整える。</li> <li>・自主運営組織の立ち上げ支援を行う。</li> </ul>
3～7日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者による自主運営を確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難場所を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送する。</li> <li>・PTSD対策などの健康管理を行う。</li> </ul>

- 地域防災計画の修正プロセスとしては、市民や企業の意見を把握する「地域防災力を考える懇話会（学識経験者、地元企業、市民団体等で構成）」、庁内各局の調整を行う「対策分科会」などを設置、様々な関係者の意見を聴いて行った。

(3) その他

- 寒冷地としての地域特性を踏まえ、地域防災計画の前提となる地震の被害想定においては、積雪による避難行動や応急・復旧対策の作業効率の低下を考慮している。